

横浜国際港都建設計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

平成22年3月

神奈川県

目 次

1	都市計画の目標	1
(1)	都市づくりの基本理念	
(2)	都市計画区域の範囲	
(3)	地域毎の市街地像	
(4)	見直しの目標年次	2
2	区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	3
(1)	区域区分の有無	
(2)	区域区分の方針	
①	市街化区域及び市街化調整区域に配置されるべき人口の推計及び産業の規模	
②	市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係	
3	主要な都市計画の決定の方針	4
(1)	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	
①	主要用途の配置の方針	
②	市街地における建築物の密度の構成に関する方針	5
③	市街地における住宅建設の方針	
④	市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針	
⑤	市街化調整区域の土地利用の方針	6
(2)	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	7
(2-1)	交通施設の都市計画の決定の方針	
①	基本方針	
②	主要な施設の配置の方針	
③	主要な施設の整備目標	8
(2-2)	下水道及び河川の都市計画の決定の方針	9
①	基本方針	
②	主要な施設の配置の方針	
③	主要な施設の整備目標	
(2-3)	その他の都市施設の都市計画の決定の方針	10
(3)	市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	
①	主要な市街地開発事業の決定の方針	
②	市街地整備の目標	
(4)	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	11
①	基本方針	
②	主要な水・緑環境の配置の方針	12
③	実現のための具体の都市計画制度の方針	13
④	主要な緑地の確保目標	

1 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

「交流拠点都市」、「活力創造都市」、「生活快適都市」、「環境行動都市」、「安全安心都市」の5つの柱に支えられた都市像である『市民力と創造力により新しい「横浜らしさ」を生み出す都市』を目指して都市づくりを進める。

ア 世界の知が集まる交流拠点都市

新しい文化芸術や先進的技術を生み出し、特色ある都市の創造性を発信することで、世界の知識と知恵の拠点を目指す。

イ 新たな活躍の場を開拓する活力創造都市

高度な技術や人の集積による都市の創造力と新しい就業の場の創出により、人も企業も躍動する活力あふれる都市を目指す。

ウ 多様な働き方や暮らしができる生活快適都市

個人の価値観に応じて、働きながら地域や家庭で心豊かな生活を送ることができるような生き生き暮らせるライフスタイルを実現するとともに、自然環境や都市景観など地域の特性に応じたまちづくりを市民自らが愛着を持って行うことにより、豊かな生活環境のある快適で暮らしやすい都市を目指す。

エ 市民の知恵がつくる環境行動都市

世界から環境に関する情報や技術、人が集まり、その交流の中から新たな環境技術や取組を生み出すとともに、人と自然が共生し、環境と経済の好循環を実現する都市の姿を世界に発信することで、環境の港を目指す。

オ いつまでも安心して暮らせる安全安心都市

一人ひとりの知恵と行動力を結集しつつ、セーフティネットの行き届いた社会の仕組みをつくりあげていくことにより、いつまでも心豊かに暮らせる都市を目指す。

(2) 都市計画区域の範囲

本区域の範囲は、次のとおり横浜市全域である。

区分	市町名	範囲
横浜都市計画区域	横浜市	行政区域の全域 (地先公有水面を含む)

(3) 地域毎の市街地像

ア 横浜都心

業務・商業・文化・観光などの機能を強化し、魅力と活気あふれる拠点地区として整備を進める。そのため、横浜駅周辺、みなとみらい 21、関内・関外等でプロジェクトを進め、3地区の一体化を図りながら、各地区の魅力が重層的に発揮され、世界にアピールする横浜の顔づくりを進める。

イ 新横浜都心

神奈川東部方面線の整備により、広域交通ターミナルとしての拠点性を一層高め、その利便性を生かして、多様で広域的な機能集積を図り、横浜都心とともに、ツインコア（2つの核）を形成する。

ウ 鉄道駅周辺

各鉄道駅の周辺地区については、地域の持つ資源や特性などに応じた個性的で魅力的な地区を形成することに重点を置きつつ、個性ある拠点として基盤整備を進め、働く、学ぶ、楽しむ、買う、憩うといった機能の充実を図る。

エ 産業拠点ゾーン

京浜臨海部については、国際的な産業、研究開発拠点として再編整備を進めるとともに、臨海南部、内陸北部、内陸南部についても、既存集積を生かした産業拠点として環境を整え、企業立地を進める。港湾関連の流通業務地では、ふ頭や物流関連施設を整備し、スーパー中枢港湾として国際競争力の一層の強化を図る。

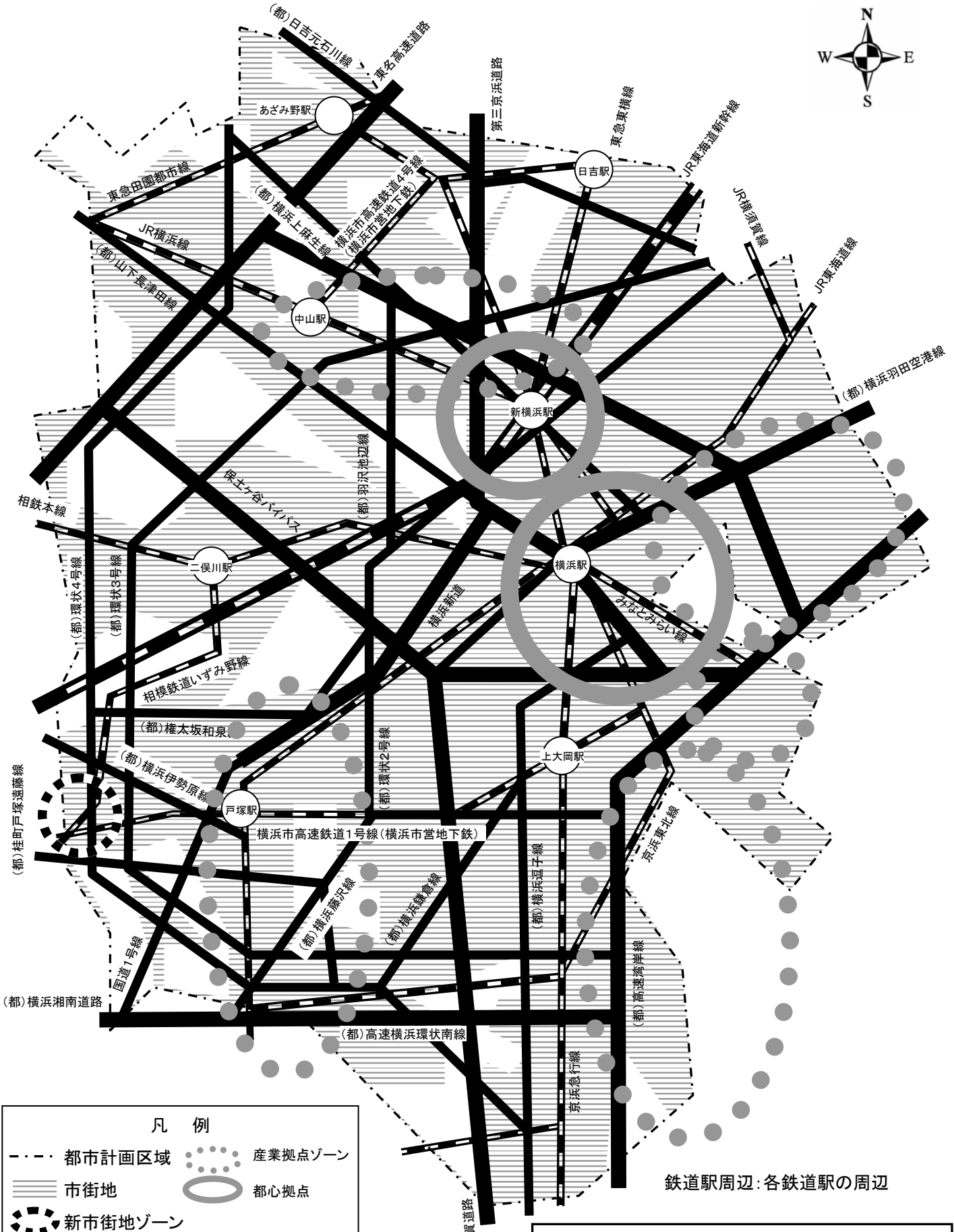
オ 新市街地ゾーン

ゆめが丘駅・下飯田駅周辺においては、住宅・企業等の計画的な誘導を図るため、住居・産業系土地利用の検討を行っていく。

(4) 見直しの目標年次

見直しにあたって、基準年次を平成 12 年（2000 年）、目標年次を平成 27 年（2015 年）とする。

横浜国際港都建設計画 地域毎の市街地像附図



- 凡 例**
- 都市計画区域
 - ==== 市街地
 - ⊞ 新市街地ゾーン
 - ▬ 自動車専用道路
 - ▬ 主な幹線道路
 - ▬ 鉄道
 - 産業拠点ゾーン
 - 都心拠点

鉄道駅周辺:各鉄道駅の周辺

本附図は、1 都市計画の目標(3)地域毎の市街地像の各地域・ゾーン等のおおむねの位置を示すものです。そのため、構想路線を含む主な交通体系の配置等を記載しておりますが、具体的なルート、位置等を規定するものではありません。交通体系の配置等は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針附図」をご覧ください。

2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の有無

都市計画法第7条第1項第1号イにより、区域区分を定めるものとする。

(2) 区域区分の方針

① 市街化区域及び市街化調整区域に配置されるべき人口の推計及び産業の規模

ア 人口の推計

本区域の将来における人口の推計を次のとおり想定する。

区 分	年 次	平成 12 年	平成 27 年
	都市計画区域内人口		3,427 千人
市街化区域内人口		3,286 千人	おおむね 3,596 千人

平成 27 年の都市計画区域内人口については、神奈川県総合計画「神奈川力構想」(平成 19 年 7 月策定)における県人口の平成 27 年の推計を踏まえ、平成 12 年国勢調査データを基本に推計を行った。なお、市街化区域内人口は、保留された人口を含むものとする。

イ 産業の規模

本区域における産業の規模は次のとおりである。

区 分	年 次	平成 12 年	平成 27 年
	生産規模	工業出荷額	53,130 億円
卸小売販売額		—	—
就 業 構 造	第一次産業	9 千人 (0.6%)	—
	第二次産業	427 千人 (25.6%)	—
	第三次産業	1,230 千人 (73.8%)	—

平成 27 年の工業出荷額は、本県の平成 14 年から平成 18 年までの工業統計調査における製造品出荷額の伸び率を基本に推計を行った。

② 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向などを勘案し、平成 12 年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接し平成 27 年までに優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域の規模を次のとおり想定する。

年 次	平成 27 年
市街化区域面積	おおむね 33,095ha

(注) 市街化区域面積は、保留フレームに対応する市街化区域面積を含まないものとする。

3 主要な都市計画の決定の方針

都市の健全な発展を図るため、生活や生産などの都市活動の基盤として、住宅地、商業・業務地、工業地、道路、鉄道、上下水道、河川、公園、緑地などが適切に配置されたバランスのとれた都市形成を図る。このため、都市機能の強化と市域の一体化の促進、効率的で適正な土地利用による都市機能の向上、魅力ある市街地環境の創造と自然的環境の保全、地域特性に応じた市街地環境の誘導などの視点を踏まえ、計画的な土地利用を推進する。また、社会経済状況の変化などを踏まえ、必要に応じた都市計画の見直しを検討する。

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

ア 商業・業務地

横浜経済の活力向上を図り、様々な市民が利便性や快適性を享受できる都市づくりを進めるために、商業・業務地を計画的に配置する。

(ア) 横浜都心

首都機能をはじめとする高次の商業・業務、文化機能等の集積を誘導し、利便性の高い活気のある地区を形成する。

(イ) 新横浜都心

新幹線などによる広域交通ターミナルとしての利便性を生かし、広域的な商業・業務機能の集積を図るとともに、周辺地区を計画的に整備開発して業務機能の集積を図る。

(ウ) 鉄道駅周辺

業務機能の集積を促進するとともに、日常の利便性向上に資するよう商業施設の集積や市民利用施設の整備などを進める。

イ 工業地

先端技術産業など工業の高度化・再編成に対応し、雇用の場を確保するため、先進的な環境を持つ活力ある工業地の形成を計画的に進める。

また、既成工業地では、土地の高度利用、生産環境の改善等により、良好な操業環境の保全を図る。

(ア) 臨海部の工業地

産学連携により研究開発機能の強化や既存産業の高度化を図るとともに新産業の創出を促し、国際競争力のある産業拠点を形成する。また、良好な生産環境を有した魅力ある工業地の保全・形成に努める。

(イ) 内陸部の工業地

今までに形成された産業集積を生かしつつ、研究開発、生産機能をはじめとする産業の高度化を図るとともに、共同住宅等の立地を抑制するなど、操業環境の整備と用途混在の抑制を図る。

ウ 流通業務地

広域交通体系の整備に対応した物流機能の充実強化と集約再編を図るとともに、物流の効率化と体系化のための新たな流通業務地の形成を計画的に進める。

(ア) 港湾関連流通業務地

時代に即した物流需要に対応して、ふ頭や物流関連施設を整備し、海陸空の総合ターミナルとして、国際港に相応しい機能強化を図る。

(イ) 卸売流通業務地

既存の物流施設の拡充と新たな埋立地の利用促進を図るとともに、高速道路のインターチェンジ周辺などの交通利便性の高い地区で、倉庫や配送センター等の卸売流通業務地の形成を図る。

エ 住宅地

地域の個性や特色に応じた魅力的な居住を実現し、豊かさを実感できる良質で持続可能な居住環境を確保することにより、将来の人口減少社会の到来にあっても選択されうる住宅市街地の形成を進めるとともに、既存の住宅市街地を中心にコンパクトなまちづくりを進める。

② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

ア 商業・業務地

横浜都心、新横浜都心については、適正な高密度を基本とし、鉄道駅周辺については、適正な高・中密度を基本とし、それぞれの地域特性に応じた適正な密度の利用を図る。

イ 工業地・流通業務地

臨海部の埋立地等に形成された工業地・流通業務地については、その用途に応じた適正な密度の利用を図る。

内陸部の工業地・流通業務地については、周辺住宅地等への影響に十分配慮しつつ、良好な操業環境を保全するため、適正な密度の利用を図る。

ウ 住宅地

地域の特性に相応しい住宅の形態・密度等を誘導し、適正な利用を図る。

③ 市街地における住宅建設の方針

ア 適切な土地利用の実現、良好な居住環境の整備改善等に関する方針

(ア) 老朽住宅等の密集する地域では、基盤等を含めた住宅市街地全体の更新を図る。

(イ) 郊外の計画開発地のうち今後の人口減少が予測される地域では、密度低下を生かし、空家活用や地域コミュニティの力により、生活利便性の維持・向上を図りつつ、潤いとゆとりにあふれる住環境の更なる充実を図る。

(ウ) 今後の人口増加が予測される地域では、人口増加による成長を適切に制御し、地域の特性に相応しい建築を誘導しつつ、機能性、利便性に優れたライフスタイルの実現を目指し、良質な住宅ストックの形成を図る。

イ 既成市街地の更新・整備及び新住宅市街地の開発に関する方針

(ア) 人口動態や地域の実情に応じた更新・整備を図る。

(イ) 都心周辺で人口減少が想定される地域では、高齢者居住の支援等や防災性の向上などの視点を中心に、利便性と安全性を備えた住宅市街地の形成、維持、再生を図る。

(ウ) 工業系の地域では、産業系土地利用を基本とし、共同住宅等の立地の抑制を図り、住工が混在する地域では、相互に調和し共存できる市街地の形成を図る。

④ 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

ア 土地の高度利用に関する方針

横浜都心、新横浜都心、鉄道駅周辺等では、都市基盤整備と土地の高度利用を図りつつ、商業・業務施設をはじめとする都市機能の立地、誘導を促進する。

イ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

(ア) 住工混在地区においては、地域の特性に応じて混在の解消、用途の純化、もしくは適正な共存を図り、都市環境の向上に努める。

(イ) 幹線道路の整備等に伴い、用途の転換を図るべき地区については、土地の高度利用、建築物の不燃化を促進しつつ、地区の状況に応じた用途転換を図る。

(ウ) 都心臨海部における港湾・流通機能については、都心に相応しい多様な機能の集積と高度な機能への転換を図る。

(エ) 横浜都心、新横浜都心、鉄道駅周辺の工業地等で適正な土地の高度利用を図ることが必要な地区については、商業・業務施設を中心とする用途へ転換を図り、その他の地区では、周辺地域との整合を考慮し、適切な再整備を図る。

(オ) 工業地として保全・育成していくべき地区については、共同住宅等の立地を抑制し、工業地としての適正な誘導及び環境整備を図るとともに、機能の更新を進めていく。

ウ 居住環境の改善又は維持に関する方針

横浜都心及びその周辺の老朽化した木造住宅密集地については、生活道路、公園等の都市基盤施設の整備、不燃化、高度利用等を促進し、良好な環境を備えた住宅地への整備・誘導を図る。また、計画的に開発された住宅地では、建築協定や地区計画等の制度を活用し、良好な住環境の維持・保全を図る。

エ 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

(ア) 市街化区域内の緑地、農地等については、貴重なオープンスペースとして保全・活用を図る。これらの緑地、農地等が都市的土地利用に転換される場合には、周辺土地利用との調和が図られるよう誘導する。

(イ) 地域の歴史、文化資産や水際線、河川、丘陵等の自然的環境を保全・活用し、個性と

魅力にあふれた街づくりを積極的に展開する。

オ 防災性の向上に関する方針

- (ア) 防火・準防火地域等の指定により、耐火建築物を誘導し、市街地の不燃化を促進する。
- (イ) 地震や火災等の災害時の危険性の高い木造密集市街地等の既成市街地において、避難場所、避難路及び延焼遮断帯等の防災機能を持つ空間としての道路、公園、緑地等のオープンスペースの確保に努めるとともに、建築物の不燃化、共同化を推進する。
- (ウ) 主要な幹線道路沿道の不燃化を促進し、災害時等の延焼拡大を防止するとともに、避難機能及び輸送機能を確保する。

⑤ 市街化調整区域の土地利用の方針

都市に潤いを与える貴重な緑地や農地を中心に保全し、市民が自然に親しみ、レクリエーションの場として利活用を図るなど、開発を基本的に抑制し、市街化調整区域の地域特性に応じた土地利用を実現する。また、骨格的な都市基盤施設等の整備にあたっては、無秩序な市街化を防止しつつ、周辺土地利用の計画的な保全、誘導を行う。

ア 優良な農地との健全な調和に関する方針

優良な農地は農業振興地域、農業専用地区等に指定するなど、その保全に努める。

イ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

浸水等の災害を防止するため、河川流域内の保水・遊水機能を有する地域の保全に努める。

ウ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

良好な自然的環境を形成する緑地、樹林地等は、特別緑地保全地区、市民の森、公園等によりその保全に努め、市民の散策や憩いの場とするほか、環境学習や自然体験等の場として活用を図る。

エ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

泉ゆめが丘地区（約 25ha）については、駅前にふさわしい住宅地及び工業地として計画的市街地整備を予定しており、その事業の実施の見通しが明らかになった段階で、農林漁業との必要な調整を行ったうえ、市街化区域へ編入するものとする。

開発行為（都市計画法第 34 条第 10 号に該当するものを除く）が行われることが確実な土地の区域であって、優れた街区の環境の維持保全と緑地等の自然的環境の保全を一体的に図る必要性が高い区域については、地区計画の策定を行う。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(2-1) 交通施設の都市計画の決定の方針

① 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

「誰もが移動しやすい交通の実現」「最寄り駅まで15分の交通体系」「全国や世界を結ぶ交通体系」を目指し、空港や港湾など横浜と世界を結ぶ交流基盤を整備するとともに、鉄道や道路などの交通施設をまちづくりや環境に調和させながら整備を進め、鉄道、自動車、バスなどの交通機関が効率的に利用されるよう、移動の円滑化に資する交通の運営・管理を進める。

また、都市計画道路等については、地域の実情や社会経済状況の変化を踏まえ、その必要性やルート・構造など、必要に応じて見直しを行い、良好な交通ネットワークの形成に資するように配置する。

イ 整備水準の目標

平成27年までに整備済みを含めて500km程度を目標として幹線道路網等の整備を進める。

② 主要な施設の配置の方針

ア 道路

市内各地域の連絡を強化し、市域の一体化を図るとともに、首都圏や全国の主要都市との間の利便性を高めるため、放射・環状型の自動車専用道路、3環状10放射道路等の幹線道路、地区幹線道路等からなる体系的なネットワークの形成を図る。また、港湾活動や臨海部の交通利便性を高める路線の整備を進める。

イ 都市高速鉄道等

都市機能の強化と市域の一体化を図るため、放射・環状型のネットワークの形成を図る。また、市内拠点間の連絡強化のための鉄道整備を基本とし、相互直通運行による乗り換えの解消など、既存線の有効活用や輸送力増強等を図る。

ウ 駅前広場等

交通結節点において、各種交通機関の相互連絡を改善強化するとともに、良好な環境や防災的空間を確保し、利用者の利便性、快適性、安全性の向上を図るため、必要に応じて駅前広場等を整備する。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備することを予定している主要な施設は、次のとおりとする。

交通施設の種類	交通施設の名称
自動車専用道路	1・3・3 高速横浜環状南線 1・4・6 高速横浜環状北線 1・4・7 横浜湘南道路 高速横浜環状北西線 等
幹線道路	3・1・3 東京大師横浜線 3・2・1 横浜藤沢線 3・2・2 羽沢池辺線 3・2・3 新横浜元石川線 3・2・12 上郷公田線 3・2・13 川向線 3・3・3 山下長津田線 3・3・9 国道16号線 3・3・11 環状3号線 3・3・16 桂町戸塚遠藤線 3・3・17 下永谷大船線 3・3・19 横浜伊勢原線 3・3・22 中山北山田線 3・3・24 宮内新横浜線 3・3・26 川崎町田線 3・3・27 国道1号線 3・3・32 横浜上麻生線 3・3・33 東神奈川線 3・3・40 中田さちが丘線 3・3・46 鳥山線 3・3・48 長島大竹線 3・3・49 新吉田線 3・4・1 桜木東戸塚線 3・4・2 横浜逗子線 3・4・3 環状4号線 3・4・5 戸塚大船線 3・4・10 権太坂和泉線 3・4・13 横浜厚木線 3・4・21 東京丸子横浜線 3・4・45 田谷線 3・4・51 岸谷生麦線 3・5・13 大田神奈川線 (仮称) 新吉田中川線 等
都市高速鉄道等	相模鉄道本線(星川駅・天王町駅間) 神奈川東部方面線(相鉄・JR直通線、相鉄・東急直通線)等
駅前広場等	小机駅南口駅前広場 戸塚駅西口駅前広場 金沢八景駅東口駅前広場 長津田駅北口駅前広場 長津田駅南口駅前広場 新横浜駅北口駅前広場 高田駅前広場 星川駅南口駅前広場 大船駅北口駅前広場 鶴見駅東口駅前広場 等

おおむね10年以内に都市計画を定める施設、着手予定、整備中及び供用する施設を含む。

(2-2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

① 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

環境創造の視点に立って、「水環境の改善」や「浸水被害の軽減」に取組み、市民が安心して暮らせる「快適で安全・安心な市民生活の確保」を図るため、以下の諸点を基本方針として下水道及び河川の整備を総合的に推進する。

(ア) 快適な水環境の保全・創造

下水道については、持続可能な水環境の保全に向けて、施設の更新にあわせた効率的な下水処理の高度化や合流式下水道の改善を進める。

河川については、改修とあわせて、地域の景観や特性を生かし、市民に親しめる河川環境整備を進める。

(イ) 安全・安心な都市づくり

河川・下水道・流域が一体となった総合的な治水対策を段階的に進める。

具体的には、他事業等の連携を図るほか、公園や樹林地等を活用した貯留浸透事業や水路等の既存施設を最大限に活用することにより、水と緑が連携した流域対策を進める。

イ 整備水準の目標

(ア) 一級河川については、河川の整備計画に定められた降雨に対応できるよう整備を行う。

その他市内の主要な河川は、当面、時間雨量 50mm 程度に対応できるよう整備を行い、将来的には、河川の整備計画に定められた降雨に対応できるよう整備を行う。

(イ) 下水道の整備は、原則として全市域に対し 10 年に 1 回の降雨（時間降雨量約 60mm）に対応できる浸水対策を実施する。ただし、整備目標として自然排水区等については、当面 5 年に 1 回の降雨（時間降雨量約 50mm）対応を目標とする。

② 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

本区域における地形条件や事業効果を勘案して、貯留管、雨水調整池等の雨水貯留施設、ポンプ場、雨水幹線及び浸透や貯留機能をもった雨水浸透式下水道施設を整備する。

施設の更新に合わせた高度処理の導入や、水処理施設、汚泥処理施設の段階的な増設を進める。また、大雨時に汚濁物の一部が川や海へ流出する回数を減らすため、合流式下水道の改善として雨水滞水池の整備や雨水吐室の改良等を行い、川や海の水質改善を図る。

イ 河川

一級河川鶴見川、早淵川等、二級河川帷子川、大岡川、宮川、侍従川、境川、柏尾川等については、河川の整備を進める。

また、一級河川鶴見川水系、二級河川境川水系などについては、河川改修を行うとともに、流域での治水対策として雨水貯留浸透施設などの流出抑制対策を行うものとする。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備することを予定している主要な施設は、次のとおりとする。

ア 下水道

(ア) 快適な水環境の保全・創造

施設の更新に合わせた高度処理を中部水再生センター、金沢水再生センター、栄第二水再生センター等で導入する。

また、川や海の水質を改善するための雨水滞水池等の整備を進める。

(イ) 安全・安心な都市づくり

浸水対策として、雨水幹線等の整備を拡充するとともに、ポンプ場等の整備を進める。また、雨水調整池等の整備を図る。

地震対策として、管きょや水再生センター、汚泥資源化センター等の地震対策を強化する。

イ 河川

一級河川鶴見川、早淵川等、二級河川帷子川、大岡川、宮川、侍従川、柏尾川、境川等については、河川の整備を進める。

(2-3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

健康で文化的な都市生活、機能的な都市活動の向上を図るため、長期的展望に立って公共施設の整備を図る。特に、市場については、流通の変化や食の安全・安心への消費者ニーズ等に対応するため、機能強化を図る。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

市域のバランスある発展を図るとともに、鉄道駅を中心としたコンパクトな市街地の形成、災害に強い都市の実現などを図るため、市街地整備を進める。

② 市街地整備の目標

おおむね 10 年以内に実施することを予定している主要な事業は、次のとおりとする。

事業の種類	地区の名称
市街地再開発事業	横浜駅周辺地区 北仲通り周辺地区 関内・関外地区 戸塚駅前地区 上大岡駅前地区 鶴見駅東口地区 二俣川駅南口地区 大船駅北地区 東神奈川駅東口地区 長津田駅北口地区 鶴見小野駅周辺地区
土地区画整理事業	戸塚駅前地区 金沢八景駅東口地区 泉ゆめが丘地区

おおむね 10 年以内に都市計画を定める地区、着手予定、施行中及び完成を予定する事業を含む。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

ア 水・緑環境の保全と創造に関する基本方針

横浜の水と緑の将来像を「水と緑の回廊形成」とし、「～かけがえのない環境を未来へ～ 横浜らしい水・緑環境の実現」の基本理念のもと、以下の諸点を基本方針として、市民・事業者・行政の連携・協働により、水・緑環境の保全・創造を進める。

(ア) 拠点となる緑、特徴ある緑をまもり・つくる

豊かな水・緑環境をまもり・ふやすために「緑の七大拠点」や「河川沿いのままとまりのある農地・樹林地の拠点」などの郊外部の大規模な緑や、「市街地をのぞむ七つの丘」や「海をのぞむ丘」などの市街地に残る貴重な拠点となる緑、特徴ある緑をまもり・つくる取り組みを進める。また、公園などの整備を進め「市街地の緑の拠点」をつくるとともに、多面的な機能を有する農地の保全と活用を進める。

さらに、横浜の特徴である「みなと」の魅力を生かした都心部、臨海部の水・緑づくりを進めていく。

(イ) 流域ごとの水・緑環境をつくり・高める

市内を流れる河川の流域において、安心して遊び、くつろげる市民生活に身近な公園の整備や、河川・海辺などの環境整備、街路、公共施設などの緑化、さらには、個々の住宅や建築物などの民有地緑化を多様な手法で進めることにより、水と緑の回廊を形成し、市民が身近に水や緑を体感できる度合いを高める。

また、河川流域ごとに、下水道や排水対策による河川の水質改善や海域への流入負荷の削減にも取り組むとともに、水源となる樹林地・農地の保全や公園の整備、雨水の地下浸透施設の設置などにより雨水の地下浸透能力を高めることで、まちに豊かな水の流れを呼び戻し、自然な水循環を回復させていく。

水と緑の回廊形成を進めることにより、多様な生物が生息できるエコロジカルネットワークの形成や、ヒートアイランド現象の緩和を図る。

(ウ) 水と緑の環境を市民とともにつくり・楽しむ

横浜らしい魅力ある水・緑づくりに向け、多くの市民・事業者が楽しむことを通じ、連携・協働がさらに広がるような支援の充実を図っていく。

a 楽しさのある水・緑づくり

地域の資源である歴史や自然環境を活かし、個性豊かな水・緑環境の中で生活の楽しみを広げることができるよう、身近なところに、魅力ある水・緑環境を楽しめる場を充実させていく。

また、農体験や市民農園など農を楽しむことや、地域のニーズに合わせ、様々なスポーツや文化活動、休養などができる施設を備えた公園の整備、水・緑環境の特徴を活かした名所づくりなど、楽しさのある水・緑づくりを進める。

b 協働の場づくり・人づくり

次世代へ豊かな水・緑環境を引き継いでいくため、市民一人ひとりが学び、楽しみながら、地域の水と緑をまもり育てる活動が活発に行われるよう、活動の場の提供や、人材の育成、活動する主体間の情報の交流などの総合的な支援を進め、環境行動の環を広げていく。

イ 基本指標

平成 37 年（2025 年）において、緑被面（樹林地・農地・草地）や水面、緑に囲まれたグラウンドなどの面積が市域面積に占める割合である「水緑率」を、市民・事業者・行政の連携・協働により、現在の 35%（約 15,270ha）よりさらに向上させていく。

② 主要な水・緑環境の配置の方針

ア 拠点となる緑、特徴ある緑をまもり・つくる

(ア) 緑の七大拠点の緑をまもる

緑の七大拠点（こどもの国周辺、三保・新治、川井・矢指・上瀬谷、大池・今井・名瀬、舞岡・野庭、円海山周辺、小柴・富岡）を未来に確実に継承するため、土地所有者の理解と協力を得て、市民の森や特別緑地保全地区などの指定や公園整備、農地の活用により優先的に保全する。

(イ) 河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点をまもる

鶴見川や境川の中流域の三つの拠点（都田・鴨井東本郷・菅田羽沢周辺、上飯田・和泉・中田周辺、下和泉・東俣野・深谷周辺）を、斜面緑地、農の景観など、横浜らしい水・緑環境を有する地区として、樹林地・農地を保全する。

(ウ) 市街地をのぞむ七つの丘の緑をまもる

都心、都心周辺部と郊外部との間の丘陵地に点在する公園や樹林地、農地、そして丘陵を縁取る斜面緑地により、市街地をのぞむ丘の緑が構成される。この緑を、市民の身近なレクリエーションの場、生物生息環境としての貴重な役割から、樹林地・農地の保全施策や公園整備等による活用を進める。

(エ) 海をのぞむ丘の緑をまもり、海と人とのふれあい拠点をつくる

旧海岸線沿いに連なる丘陵地における、横浜独特の崖地形、眺望とともに、海側からのぞむことができる斜面緑地を保全する。

また、市民などが憩いながら、港の活動を含む海の景観を眺め、海を身近に感じられる空間である海と人とのふれあい拠点を整備・活用するとともに、京浜臨海部における緑の拡充に向けた事業者との協働を進める。

(オ) 都心部の水・緑づくりを進める

都心部において、ヒートアイランド現象の緩和や回遊性の確保を図るため、新たな水・緑環境の整備や、快適な空間の整備・誘導を進める。

(カ) 農のあるまちづくり

農業経営の安定を図りつつ、市民と農業者の双方のニーズに応じた多様な連携を進めるとともに、自然環境の維持や防災・治水などの多様な機能をもつ農地を保全するため、農業者や市民と連携しながら「農のあるまちづくり」を進める。

(キ) 市街地の緑の拠点をつくる

多様な市民の要望に応えるとともに、地域の特性に配慮した配置となるよう、公園緑地の整備を進める。

イ 流域ごとの水・緑環境をつくり・高める

河川流域（鶴見川流域、入江川・滝の川流域、帷子川流域、大岡川流域、宮川・侍従川流域、柏尾川流域、境川流域、直接海にそそぐ小流域の集まり）ごとの地形や市街地の特性に合わせた施策を展開するとともに、水と緑の拠点を河川や街路樹などの軸でつなぐことなどにより、水と緑の回廊形成を進める。

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

ア 樹林地の保全・活用

(ア) 近郊緑地特別保全地区

円海山北鎌倉近郊緑地保全区域のうち、特に良好な環境をもつ地区を近郊緑地特別保全地区として指定する。

(イ) 特別緑地保全地区

緑の七大拠点、市街地をのぞむ七つの丘や斜面地などに位置し、植生や自然環境、景観などが優れている樹林地や、河川の源流域に位置し、多様な動植物の生息地ともなっている樹林地を指定する。

(ウ) 風致地区

良好な自然景観、歴史的景観を保持している地域や、文化財、社寺等のある区域、良好な住環境を維持している地域などを指定する。

イ 農地の保全・活用

市街化区域内の一団の農地で、都市環境の保全に相当の効用があり、将来の公園など公共の施設等の敷地として適しているものなどを生産緑地地区に指定する。

ウ 公園等の整備

住区基幹公園（身近な公園）、都市基幹公園、広域公園、特殊公園、緩衝緑地、都市林、広場公園、都市緑地、緑道等を市民のニーズや地域特性に配慮しながら適正に配置する。

エ 緑化の推進

良好な市街地環境の形成のため、緑の創出を図ることが必要な区域に、緑化地域を指定する。

④ 主要な緑地の確保目標

おおむね 10 年以内に指定することを予定している地域地区、都市施設等の確保目標面積（既指定分を含む）は次のとおりとする。

近郊緑地特別保全地区	220ha
特別緑地保全地区	364ha
風致地区	3,710ha
生産緑地地区	350ha
住区基幹公園（身近な公園）	1,143ha
都市基幹公園	485ha
広域公園	342ha
特殊公園	133ha
緩衝緑地	15ha
都市林	35ha
広場公園	1ha
都市緑地	101ha
緑道	56ha
緑化地域	24,471ha